

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第52条の14において、事業者はストレスチェックを実施した医師等に、検査結果を一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させること（以下「集団分析」という。）を努力義務として規定している。
- ストレスチェック制度の法的整備等についてとりまとめた労働政策審議会建議「今後の労働安全衛生対策について」（令和7年1月）において、「集団分析の実施方法については、現行の努力義務の規定を、労働者のプライバシー保護等の観点から、個人を特定できない方法で実施する努力義務規定とすることが適当である」とされたことを踏まえ、集団分析に係る努力義務規定について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- 集団分析について、特定の個人を識別することができない方法で実施することを規定する。

3. 根拠条項

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の10第1項

4. 施行期日等

- 公布日：令和8年6月（予定）
- 施行期日：令和9年4月（予定）